

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年11月21日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)」に対する意見

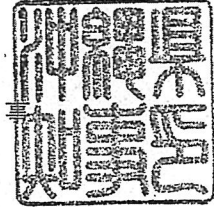
議案「平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)」の教育委員会所管の予算については、異議ありません。



総財第1449号
平成24年11月20日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添の議案「平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」について貴委員会の意見を求めます。



